

企業団からのお知らせ

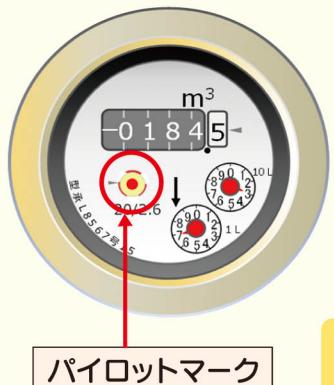
検針作業にご協力を

企業団ではみなさんの家庭へ毎月(3日～11日)、水道メーターの検針にお伺いしています。検針の際、メーターBOXの上に車や物を置いたり、また飼い犬が放飼いになっていたりすると検針作業の支障となります。

スムーズな検針作業へのご理解・ご協力をお願いします。



宅内漏水の発見方法(いつもより使用水量が多いなと感じたら)



【漏水チェック方法】

- ① 宅地内のすべての蛇口を閉めてください。
- ② 水道メーターのパイロットマークの動きを見ます。
 - ◆パイロットに動きなし → 漏水ではありません。
 - ◆パイロットが回転している
→ 水道メーターから蛇口までのどこかで漏水している可能性があります。



※漏水している量によって回転する速さが違います。

企業団では、漏水の疑いがある場合は、検針票やチラシ等でお客様へお知らせをしていますので、必ず確認をお願いします。

宅内の漏水修理について

漏水を修理するときは、淡路広域水道企業団指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。
(修理に係る費用はお客様負担となります。)

漏水を指定給水装置工事事業者で修理された場合、水道料金を減免する制度があります。

詳しくは、お住まいの下記お客さまセンターへお問い合わせください。



指定給水装置工事事業者以外での
漏水修理は、減免制度が適用されま
せんのでご注意ください。



指定給水装置工事
事業者一覧は
こちらのQRコード
から確認できます



○平日のお問い合わせ先(営業時間 8時30分～17時15分)

洲本市お客さまセンター	電話 0799-24-7620	〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 【洲本市役所 本庁舎2階】
南あわじ市お客さまセンター	電話 0799-43-3038	〒656-0472 南あわじ市市善光寺22番地1 【南あわじ市役所 第1別館内】
淡路市お客さまセンター	電話 0799-64-1780	〒656-2225 淡路市生穂新島8番地 【淡路市役所1号館1階】

《ホームページ》 <http://awaji-suido.jp/>

○休日のお問い合わせ先(営業時間 8時30分～17時15分 年末年始を除く)
○営業時間外・夜間の連絡先(緊急の場合など)※電話受付24時間対応

統括お客さまセンター	電話 0799-53-6741	〒656-0026 洲本市栄町三丁目3番5号 【中野ビル東館2階】
------------	-----------------	--------------------------------------

※統括お客さまセンターでは水道料金等のお支払いはできません。

あわじの水道

～命をつなぐ
未来につなぐ
あわじの水道～

編集・発行 淡路広域水道企業団

《本庁》〒656-0452 南あわじ市神代浦壁792番地6
TEL:0799-42-5896 FAX:0799-42-5897
メールアドレス:kigyoudan@awaji-suido.jp
ホームページURL:<http://awaji-suido.jp/>
ツイッターアカウント:@akskigyoudan



こうだ
上田浄水場(南あわじ市神代社家)

災害時に備え非常用発電設備の整備



こうだ
上田浄水場(南あわじ市神代社家)では、老朽化した電気設備と非常用発電設備を令和3年2月に更新しました。

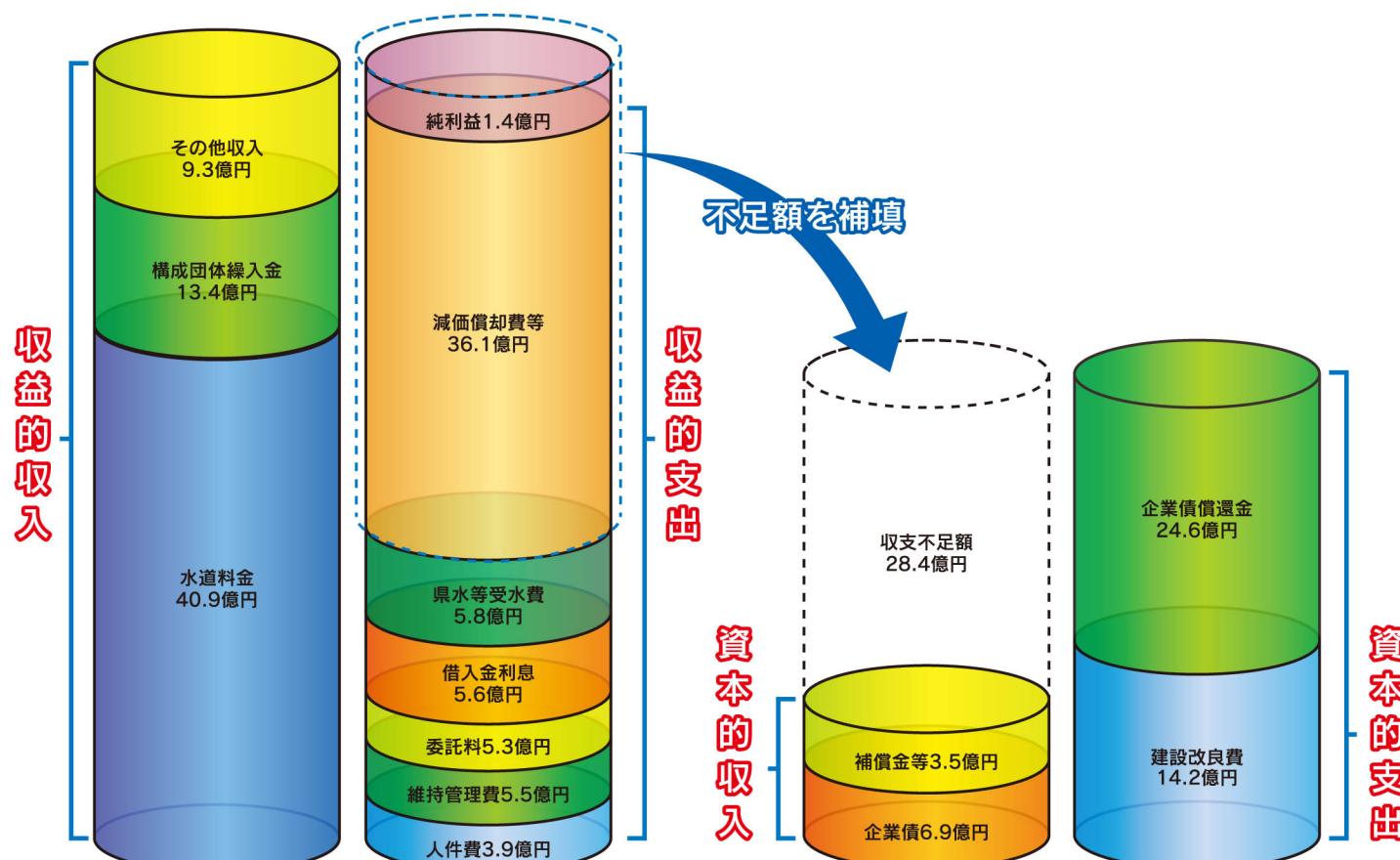
大規模な停電時においても、浄水施設・ポンプなどの運転を継続させるため、非常用発電設備を設置しています。

今後も、老朽化した水道施設の更新を計画的に実現し、水道水を安定的に供給できるように努めています。

令和2年度 水道事業会計決算のあらまし

当年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言の発出や不要不急の往来自粛などによる影響から前年度と比較し、水道料金収入は大きく減少しました。お客様への水道基本料金の減免(6月請求分から8月請求分まで)を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症対策にかかる県・市の支援策を活用すると同時に、様々な経費抑制を図ったことにより、収益的収支の差し引きは黒字となっています。

水道事業会計決算の状況



収益的収支とは…

水道水をつくり、ご家庭や店舗・会社等にお届けするための費用とその財源

資本的収支とは…

水道施設をつくる(水道管の更新を含む)ために要する費用とその財源

今後の経営見通し・経営戦略の改訂

新型コロナウイルス感染症の影響などにより水道の使用量が減少しており、経営環境は厳しさを増しています。このような状況でも、今後発生が予想される地震災害に対する耐震化事業を計画的に行い、安心・安全な水の安定供給に努めています。

また、平成28年度に策定した経営戦略の実効性を高めるため、本年3月に経営戦略の改訂を行いました。改訂の主な内容は、「水需要減少により現状の施設能力に余剰が発生することから、施設の統廃合や規模縮小など経営効率化への取り組みを行う」という方向性を明示し、状況が変化しても、柔軟に対応することで、持続可能な事業運営を行っていくというものです。

今後も、定期的に経営戦略のフォローアップを行い、効率的で健全な水道事業経営に取り組んでいきます。

水道水の水質検査について

水質検査計画の概要について

水道事業にはいつでも安全・安心な水道水を安定的にご利用いただけるよう、水質の状況、採水地点、水質検査項目及び検査頻度について毎年水質検査計画を策定しています。

この計画に基づき、水道水が水質基準に適合して安全であることを確認し、良質で安全な水をお届けしています。

水質検査は、水質基準項目によって、毎月、3カ月に1回、年1回と検査が行われ、年1回は、すべての項目で検査が行われます。その他に、色、濁り、消毒の残留効果については、毎日検査を行っています。

水質検査を行っている採水地点は、配水池ごとに1カ所以上の管末の給水栓を選定し、淡路島内72カ所(淡路市内で25カ所、洲本市内で17カ所、南あわじ市内で30カ所)で安全性を確認しています。

なお、水質検査計画、水質検査の結果については、企業ホームページに公表しています。

水質基準って何？



Dr.すいーどー
(引用)水道PRパッケージ

水道水には、目に見えないさまざまな物質が含まれています。中には、人体への影響が心配されるものや、味やにおいに影響を与えるものが多くあります。これらについての明確な基準値を定めたものが「水質基準」です。

水道法第4条に基づく水質基準は、「水質基準に関する省令」によつて定められています。

水質基準として、水質に関する51項目が設定され、それぞれに水道水の安全を確保する条件として基準値が定められています。この51項目を、「水質基準項目」といいます。

下記に水質基準の表を示します。

分類	番号	項目名	基準値	備考
健康に関する項目	1	一般細菌	100個/ml以下	細菌
	2	大腸菌	検出されないこと	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	
	8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	
	10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01mg/L以下	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	
生活利用上の項目	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
	20	ベンゼン	0.01mg/L以下	
	21	塩素酸	0.6mg/L以下	
	22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
	23	クロロホルム	0.06mg/L以下	
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	
	26	臭素酸	0.01mg/L以下	
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
消毒副生成物	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		
38	塩化物イオン	200mg/L以下		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下		
40	蒸発残留物	500mg/L以下		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		
42	ジエオスミン	0.00001mg/L以下		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		
45	フェノール類	0.005mg/L以下		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下		
47	pH値	5.8以上8.6以下		
48	味	異常でないこと		
49	臭気	異常でないこと		
50	色度	5度以下		
51	濁度	2度以下		